

令和8年4月8日

保護者の皆様

三次市立三和小学校
校長 佐々木 孝

異常気象時等における臨時休業の判断基準について（通知）

台風，大雨，大雪等による異常気象及び地震による災害の発生が予想される場合における「臨時休業の措置等」の基準および対応について，三次市では次のとおりとなっています。

◎午前6時時点において，三次市に次の警報等が発令中の場合

1	全ての特別警報（レベル5相当情報）及び危険警報（レベル4相当情報）	臨時休業
2	氾濫警報（レベル3相当情報）	臨時休業
3	大雨警報（レベル3相当情報）	臨時休業
4	暴風警報	臨時休業
5	土砂災害警報（レベル3相当情報）	臨時休業
6	大雪警報	通学路等の状況を考慮し，関係機関と協議し決定

※臨時休業の場合は，6時30分頃，保護者連絡アプリ「tetoru」でお知らせします。

※天候の急変で児童の登校時に悪天候になった場合，登校が危険と感じられたら保護者判断で家庭待機し，その旨を学校にご連絡ください。

※通学バスが，遅延運行，運行中止の場合は6：45頃無線放送が流れます。